

大規模災害対応  
山形県警察業務継続計画

山形県警察  
令和4年12月

## 目 次

第1	総則	1
1	本計画の目的	1
2	実施方針	1
3	山形県公安委員会への報告	1
4	想定する大規模災害と被害想定	1
	(1) 地震	1
	(2) 津波	2
	(3) 火山活動	4
	(4) 風水害	5
5	警察本部庁舎が想定する被害状況	8
第2	平素の措置	9
1	大規模災害発生に備えた部隊編成	9
2	業務継続実施責任者等	9
	(1) 業務継続実施責任者	9
	(2) 業務継続実施副責任者	9
3	代替施設	9
	(1) 代替施設の選定・整備	9
	(2) 災害警備本部の移転	9
4	情報通信の確保等	9
	(1) 情報通信の確保	9
	(2) 情報システムの維持	9
5	備蓄等	10
	(1) 備蓄食料等の管理	10
	(2) 事務用物資等の管理	10
6	関係機関との連携	10
第3	非常時優先業務等	10
1	大規模災害発生に備えた業務の分類	10
	(1) 業務の分類	10
	(2) 非常時優先業務	10
2	災害応急対策業務	10
3	継続の必要性の高い通常業務	11
4	管理事務	12
5	その他の通常業務	12
第4	災害時における執務の方針	12
1	非常時優先業務の実施	12

2	人員の柔軟な運用	12
3	その他の通常業務の再開	13
4	職員の健康管理	13
5	人員の把握	13
第5	大規模災害発生時の措置	13
1	業務継続のための執務体制の確立	13
(1)	召集・自主参集等	13
(2)	執務時間内に発生した場合	13
(3)	執務時間外に発生した場合	13
(4)	代替施設への参集	13
(5)	参集上の留意事項	13
(6)	職務代行者	13
2	安否確認	14
(1)	職員等の安否確認	14
(2)	安否確認の方法	14
第6	業務継続のための執務環境の整備	14
1	庁舎機能の確保等	14
(1)	庁舎	14
(2)	電力	14
(3)	什器転倒防止措置	14
2	負傷者等への対応	14
3	来庁者への対応	15
4	帰宅が困難となった職員等への対応	15
第7	教養訓練等	15
1	教養訓練	15
(1)	所属職員への周知	15
(2)	全体訓練の実施	15
(3)	検証	15
2	計画の修正等	15
(1)	地域防災計画の変更に伴う修正	15
(2)	問題点判明時の修正	15
(3)	各警察署の対応	15

## 第1 総則

### 1 本計画の目的

この計画は、山形県地域防災計画（平成29年11月山形県防災会議決定。以下「地域防災計画」という。）が想定する地震、津波、火山活動及び風水害による大規模災害が発生した場合において山形県警察本部（以下「警察本部」という。）の各所属及び各警察署（以下「各所属」という。）が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施方針

この計画の実施に当たり、各所属は相互に連絡を密にして一体的な活動を行うとともに他機関との調整を図り、優先度が高い業務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

### 3 山形県公安委員会への報告

警察本部の各部署は、この計画の実施状況について、時機を失することなく山形県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告し、所要の指導等を受けるとともに公安委員会を的確に補佐するものとする。

### 4 想定する大規模災害と被害想定

#### (1) 地震

この計画においては、県内の断層帯地震による大規模災害を想定する。

被害が最も大きくなると考えられる冬季早朝の場合の被害想定は、次のとおりである。

想定項目 \ 想定地震	庄内平野東縁断層帯地震	新庄盆地断層帯地震	山形盆地断層帯地震	長井盆地西縁断層帯地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避難所生活者(ピーク時)	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人
上下水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005

停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709

〈出典：「地域防災計画」令和3年11月山形県防災会議〉

## (2) 津波

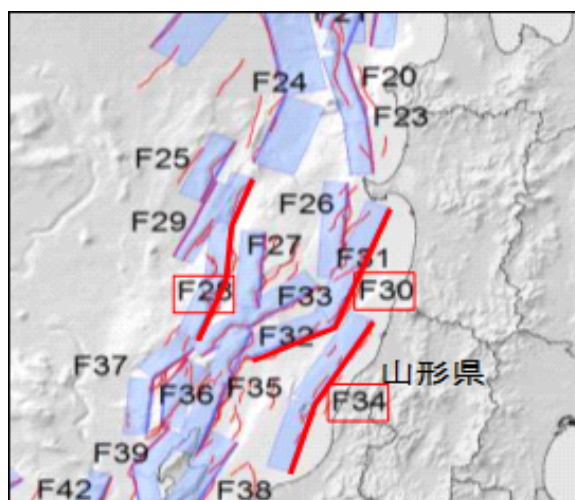
この計画においては、平成26年8月に政府が公表した津波断層モデルに基づく山形県津波浸水シミュレーション結果を津波浸水想定と設定する。

津波浸水想定は、次のとおりである。

### ア 津波断層モデルの設定

県内の沿岸を地域海岸に区分し、各地域海岸で津波水位が最大となるケースを抽出するなど、山形県沿岸に「最大クラスの津波」やその被害をもたらすと想定される津波断層モデルとして、政府が平成26年に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で設定した津波断層モデルから、F28断層、F30断層、F34断層（3断層13ケース）を選定した。

図：選定した津波断層モデル（位置図）



表：断層パラメーター

津波断層モデル	マグニチュード(Mw)	断層長さ (km)
F 28	7.7	126
F 30	7.8	153
F 34	7.7	124

イ 津波浸水想定の設定

設定した津波断層モデルを基に津波浸水シミュレーションを行い、シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を出力し、「山形県津波浸水想定図」及び「津波浸水想定について（解説）」により、津波浸水想定を設定した。

表：津波浸水想定結果

	地区名	津波最高水位 (m)	津波断層モデル	津波断層モデルから想定されるマグニチュード	+20cmの津波の最短到達時間(分)	津波断層モデル	津波断層モデルから想定されるマグニチュード
鶴岡市	鼠ヶ関	8.8	F30	7.8	8	F34	7.7
	早田	12.9	F30	7.8	8	F34	7.7
	小岩川	13.2	F30	7.8	7	F34	7.7
	大岩川	12.9	F30	7.8	7	F34	7.7
	温海	14.2	F30	7.8	7	F34	7.7
	米子	14.8	F30	7.8	7	F34	7.7
	暮坪	16.3	F30	7.8	7	F34	7.7
	鈴	14.3	F30	7.8	7	F34	7.7
	五十川	16.3	F30	7.8	7	F34	7.7
	堅苔沢	15.7	F30	7.8	7	F34	7.7
	小波渡	11.9	F30	7.8	8	F34	7.7
	三瀬	13.2	F30	7.8	8	F34	7.7
	由良	12.7	F34	7.7	9	F34	7.7
	油戸	12.7	F30	7.8	9	F34	7.7
	今泉	11.0	F34	7.7	10	F34	7.7
	加茂	10.5	F30	7.8	10	F34	7.7
金沢	10.5	F30	7.8	11	F34	7.7	

	湯野浜	11.3	F 34	7.7	11	F 34	7.7
酒 田 市	浜 中	10.4	F 30	7.8	11	F 34	7.7
	十里塚	10.6	F 30	7.8	10	F 34	7.7
	宮野浦	9.7	F 30	7.8	10	F 34	7.7
	酒田港	13.3	F 30	7.8	8	F 34	7.7
	宮 海	11.6	F 30	7.8	8	F 34	7.7
酒 田 市 飛 島	勝 浦	7.4	F 28	7.7	1	F 30	7.8
	中 村	7.0	F 28	7.7	3	F 30	7.8
	法 木	12.1	F 28	7.7	2	F 30	7.8
	飛島西	14.3	F 28	7.7	1分未満	F 30	7.8
遊 佐 町	比 子	11.2	F 30	7.7	9	F 34	7.7
	菅 里	11.0	F 30	7.7	9	F 34	7.7
	吹 浦	12.5	F 30	7.7	9	F 34	7.7
	鳥 崎	14.9	F 30	7.7	9	F 34	7.7
	女 鹿	13.1	F 30	7.7	9	F 34	7.7

〈出典：「地域防災計画」令和3年11月山形県防災会議、「山形県の津波浸水想定」〉

### (3) 火山活動

この計画においては、県内の対象火山（鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折）の火山活動に伴い発生する大規模な災害を想定する。

火山活動	概 要
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約50cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される被害が発生している。
火砕流 （火砕サージを含む）	高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速

	<p>数十kmから百数十km、温度は数百℃にも達する。</p> <p>火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。(避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。)</p>
融雪型火山泥流	<p>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。</p>
溶岩流	<p>マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅い。</p>
火山泥流	<p>火口湖の決壊などによって、火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。</p>
降灰後の土石流	<p>火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。</p>
小さな噴石・降灰	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に避難することで小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p>
岩屑流 (岩なだれ)	<p>火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下する現象である。</p>
火山ガス	<p>火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。</p>

〈出典：「地域防災計画」令和3年11月山形県防災会議〉

#### (4) 風水害

この計画においては、県内で次の気象現象に伴って発生する大規模災害を想定す



る。

<p>大雨</p>	<p>台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な大雨により、洪水・浸水や土砂災害が発生するが、県内で大きな災害となるのは梅雨末期に大量に降る集中豪雨が最も多い。また、近年では、短時間の局地的大雨による災害も発生している。月別大雨の特徴は下のとおりである。</p> <p>表：月別大雨の特徴</p> <table border="1" data-bbox="491 510 1394 1032"> <tr> <td data-bbox="491 510 587 622">6月</td> <td data-bbox="587 510 1394 622">梅雨前線の活動による大雨が主で、鳥海山地、月山、朝日山地が大雨域の中心になることが多い。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 622 587 770">7月</td> <td data-bbox="587 622 1394 770">6月のように梅雨前線の活動による大雨が主で、特に梅雨末期には前線活動が活発化して大雨となり、大きな災害をもたらすことが多い。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 770 587 918">8月</td> <td data-bbox="587 770 1394 918">太平洋高気圧が張り出し、湿った南西風が流れ込むため、山沿いを中心に局地的に大雨が降る。この頃、台風が北上接近し、大きな災害をもたらすことがある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 918 587 1032">9月</td> <td data-bbox="587 918 1394 1032">前線の活動と台風の北上接近による大雨により、大きな災害をもたらすことがある。</td> </tr> </table>	6月	梅雨前線の活動による大雨が主で、鳥海山地、月山、朝日山地が大雨域の中心になることが多い。	7月	6月のように梅雨前線の活動による大雨が主で、特に梅雨末期には前線活動が活発化して大雨となり、大きな災害をもたらすことが多い。	8月	太平洋高気圧が張り出し、湿った南西風が流れ込むため、山沿いを中心に局地的に大雨が降る。この頃、台風が北上接近し、大きな災害をもたらすことがある。	9月	前線の活動と台風の北上接近による大雨により、大きな災害をもたらすことがある。
6月	梅雨前線の活動による大雨が主で、鳥海山地、月山、朝日山地が大雨域の中心になることが多い。								
7月	6月のように梅雨前線の活動による大雨が主で、特に梅雨末期には前線活動が活発化して大雨となり、大きな災害をもたらすことが多い。								
8月	太平洋高気圧が張り出し、湿った南西風が流れ込むため、山沿いを中心に局地的に大雨が降る。この頃、台風が北上接近し、大きな災害をもたらすことがある。								
9月	前線の活動と台風の北上接近による大雨により、大きな災害をもたらすことがある。								
<p>洪水・浸水</p>	<p>洪水・浸水による被害の発生はその殆どが7月～9月に集中する。原因としては前線に伴う豪雨が最も多く、次いで雷雨や台風となっている。また、本県の特徴として融雪期の災害があり、日本海に低気圧又は前線があって、気温が著しく上昇した時に降雨が重なって被害が発生する。</p> <p>なお、市街地の拡大及び道路舗装率の向上等により、雨水の浸透面積及び遊水地域が減少し、保水および涵養機能が低下している。</p>								
<p>土砂災害</p>	<p>山地及び急傾斜地の多い本県では、融雪及び大雨に伴う土砂災害が多く発生するが、これを気象現象の点から概観すると次のようになる。</p> <table border="1" data-bbox="284 1442 1428 1738"> <tr> <td data-bbox="284 1442 456 1554">土石流</td> <td data-bbox="456 1442 1428 1554">前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、7月から9月にかけて多い。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1554 456 1666">がけ崩れ</td> <td data-bbox="456 1554 1428 1666">前線活動による大雨に伴って発生し、7月から8月に集中する。次いで融雪期の3月から4月にも多く発生する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1666 456 1738">地すべり</td> <td data-bbox="456 1666 1428 1738">融雪期に発生するものが多く、3月から4月に集中して発生する。</td> </tr> </table>	土石流	前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、7月から9月にかけて多い。	がけ崩れ	前線活動による大雨に伴って発生し、7月から8月に集中する。次いで融雪期の3月から4月にも多く発生する。	地すべり	融雪期に発生するものが多く、3月から4月に集中して発生する。		
土石流	前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、7月から9月にかけて多い。								
がけ崩れ	前線活動による大雨に伴って発生し、7月から8月に集中する。次いで融雪期の3月から4月にも多く発生する。								
地すべり	融雪期に発生するものが多く、3月から4月に集中して発生する。								
<p>台風</p>	<p>本県に災害をもたらす台風のコースは次の2とおりのタイプに分けられる。</p>								
<p>暴風による災害が発生するコース</p>	<p>県の日本海沿岸または日本海上を北上する場合、暴風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。</p> <p>速度を速めながら接近・通過する場合は、急速に風が強まり、波が高まることもある。8月下旬から9月下旬にかけて発生する例が多い。</p>								

豪雨に伴う災害が発生するコース	本県付近を通過する場合や東北地方の太平洋岸を北上する場合、大雨により浸水や土砂災害が発生することが多い。 特徴としては、奥羽山脈等の山岳を中心に雨量が多くなる。
風（台風以外）	被害をもたらす風としては、冬の季節風、温帯低気圧又は寒冷前線に伴う風等があり、強風害、波浪害、高潮害及び竜巻による被害を発生させる。
強風及び波浪	県内の強風及び波浪による災害は、10月下旬から4月にかけての冬の季節風によるものが最も多い。
竜巻	竜巻が発生するのは、寒冷前線の通過及び寒気の移流により、大気の状態が不安定になる時が殆どであり、初秋から初冬にかけて発生することが多い。 庄内地方で最も多く発生し、次いで村山地方で発生している。被害地域は幅100m前後、距離数kmに及ぶことがある。
雪害	雪による被害には、冬型の気圧配置に伴う季節風による大雪によって発生するもの及び本州南海上を低気圧が通過する際に大雪となり発生するものがある。 降雪期間は11月から4月上旬までで、1月から2月に最も豪雪となり易い。地域的には、最上、北村山、西村山及び置賜地方の積雪が多い。特に朝日山系、月山山系は、積雪深が5mを越える豪雪地帯となっている。県内で発生する雪害は次により4大別される。
積雪害	県内では山間部を中心に豪雪地帯が多いため、林業、農業、通信及び交通関係に被害を受けることが多い。また、雪圧のため、建造物の倒壊、雪おろしや排雪に伴う事故もある。
風雪害	県内の交通機関等は、冬の季節風に伴う風雪により大きな影響を受けるが、特に庄内地方で発生する「地ふぶき」による被害は大きい。地ふぶきは、西～北西の強風に伴い庄内平野全域で発生し、最上川峡谷に沿って奥地まで及ぶことが多い。
雪崩	本県で発生する雪崩は、次の2つに分けられる。
新雪（表層）雪崩	積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く、既に積もった積雪の上に数10cm以上の新雪が積もった場合に発生し易く、1月から3月初旬にかけて多い。
全層雪崩	積雪の全層が滑る雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇した時又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生し易く、3月中旬から4月にかけて多い。
融雪害	融雪害は、3月から4月に日本海を低気圧が通過するとき発生し易く、気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なって、洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

〈出典：「地域防災計画」令和3年11月山形県防災会議〉

## 5 警察本部庁舎が想定する被害状況

この計画において、警察本部庁舎が想定する被害状況のうち主なものは、次のとおりである。

表：山形盆地断層帯地震による想定被害

想定被害項目		想定被害状況
庁舎		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準（震度6強）対応のため損壊せず、利用可能である。</li> <li>・庁舎内は、キャビネットやOA機器類が倒れたり、移動しており、書類等が床に落下する。</li> </ul>
周辺被害		<ul style="list-style-type: none"> <li>・延焼火災に巻き込まれる可能性は低い。</li> </ul>
庁舎内の機器	空調装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理的損壊はなく、庁舎用発電機により稼働する。</li> </ul>
	汎用機・サーバ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定措置対応済みのラック型サーバは転倒しないが、地震の震動により、警察情報システムが停止し、データの保存がうまくいかず、バックアップデータによるリカバリが必要となる。</li> </ul>
情報通信ネットワーク		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信回線の断線により、通信できない拠点が発生する。通信事業者による復旧まで1日～3日程度を要する。</li> <li>・総合運転者管理業務は、事業者回線が二重化されており、通信は可能である。</li> </ul>
ライフライン・インフラ	電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一旦供給が停止するが、10～60秒後に非常用発動発電機が稼働して一部供給が開始される。</li> <li>・電算機室の汎用機、サーバ、通信機器は電子計算機室専用の非常用発動発電機に接続されており、稼働は可能である。</li> <li>・電算機室専用の非常用発動発電機用燃料は、庁舎用発動発電機と共用しており、連続稼働時間は満タン時（490 k L）で20時間である。</li> <li>・電力会社による供給再開まで3日程度を要する。</li> </ul>
	上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給が再開されるまで、3日間程度を要する。</li> </ul>
	警察電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部庁舎内の警察電話に障害はない。</li> </ul>
	警察無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察無線に障害はない。</li> </ul>
	交通安全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力供給されるまで、交通信号機が滅灯する。</li> </ul>

なお、業務継続性を確保するためには、その前提となる庁舎機能を確保することが極めて重要であることから、あらゆる可能性を考慮した最悪の事態に備える観点から、この計画では警察本部庁舎の機能が喪失する場合も想定することとする。

## 第2 平素の措置

### 1 大規模災害発生に備えた部隊編成

警察本部長は、大規模災害発生に備えた災害警備実施体制を確立するため、あらかじめ部隊の編成を行うものとする。

### 2 業務継続実施責任者等

#### (1) 業務継続実施責任者

ア 各所属に業務継続実施責任者を置き、各所属の長をもって充てる。

イ 業務継続実施責任者は、大規模災害発生時に優先度が高い業務の継続性を確保するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

#### (2) 業務継続実施副責任者

ア 各所属に業務継続実施副責任者を置き、警察本部の次長及び警察署の副署長又は次長をもって充てる。

イ 業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

### 3 代替施設

#### (1) 代替施設の選定・整備

##### ア 警察本部庁舎の代替施設

警察本部長は、大規模災害の発生により、警察本部庁舎がその機能を喪失した場合に備え、災害警備本部等の機能移転先となる代替施設の整備・多重化とともに、災害警備本部等の移転時に代替施設が円滑に機能するよう、その態勢強化に努めるものとする。

##### イ 警察署の代替施設

警察署長は、警察署庁舎が機能を喪失した場合に備え、機能移転先となる代替施設の選定及び複数化に努めるものとする。

#### (2) 災害警備本部の移転

災害警備本部長は、警察本部庁舎の安全が確保されていない場合、又は庁舎を使用することが適当でないとする場合は、山形県警察災害警備実施計画（平成25年3月8日付け例規（備二）第8号）第6第5項の規定により、災害警備本部を代替施設に移転するものとする。

### 4 情報通信の確保等

#### (1) 情報通信の確保

業務継続実施責任者は、非常時優先業務の遂行に必要な通信を円滑に確保するため、東北管区警察局山形県情報通信部と連携の上、各所属の通信の確保、点検、保守等に当たるものとする。

#### (2) 情報システムの維持

警務部情報管理課長は、各種情報システムを運用する担当職員の不在に対応した

体制の確保を図るとともに、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

## 5 備蓄等

### (1) 備蓄食料等の管理

業務継続実施責任者は、大規模災害の発生時において食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食料等の適切な管理を図るものとする。

### (2) 事務用物資等の管理

業務継続実施責任者は、大規模災害の発生時において事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

## 6 関係機関との連携

業務継続実施責任者は、大規模災害発生時におけるこの計画の実施に当たり、県民生活への影響が最小限に抑えられるよう、山形県、市町村等関係機関との連絡体制を早期に確立し、迅速・積極的な情報交換を行うとともに、県民への広報に努めるものとする。

## 第3 非常時優先業務等

### 1 大規模災害発生に備えた業務の分類

#### (1) 業務の分類

業務継続実施責任者は、大規模災害の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務、継続の必要性の高い通常業務、管理事務及びその他の通常業務に分類するものとする。

#### (2) 非常時優先業務

災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務を非常時優先業務とする。

### 2 災害応急対策業務

災害応急対策業務は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に県警察が最優先に行う業務として、次に掲げるものとする。

担当部門	業 務 内 容
警務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留置管理に関すること</li> <li>・必要物品の確保に関すること</li> <li>・車両・警察装備品等の支援に関すること</li> <li>・公安委員会の業務に関すること</li> <li>・情報システムの機能の確認及び障害等の復旧に関すること</li> </ul>
生活安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の犯罪抑止等の地域安全対策に関すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察通信指令に関すること（災害対策に係るものに限る。）</li> <li>・銃砲刀剣類所持等取締法（第26条の事務に関することに限る。）の施行に関すること</li> </ul>
刑事部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検視活動等に関すること</li> </ul>
交通部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急交通路の確保等を始めとした交通対策に関すること</li> </ul>
警備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集に関すること</li> <li>・救出救助活動に関すること</li> <li>・広報及び県民に対する情報伝達に関すること</li> <li>・警察庁及び管区警察局との連絡に関すること</li> </ul>
情報通信部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警備活動に必要な通信の確保に関すること</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他業務継続実施責任者が必要と認める業務</li> </ul>

### 3 継続の必要性の高い通常業務

継続の必要性の高い通常業務は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であっても、県民の安全と安心を確保する上で必要不可欠な業務として、次に掲げるものとする。

担当部門	業務内容
警務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺失・拾得に関すること</li> <li>・警察安全相談に関すること</li> <li>・情報システムの管理・運用に関すること</li> <li>・情報セキュリティインシデント発生時の対応に関すること</li> </ul>
生活安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関すること</li> <li>・鉄道関連事件・事故の対応に関すること</li> <li>・水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助に関すること</li> <li>・警察通信指令に関すること（災害対策に係るものを除く。）</li> <li>・火薬類の運搬関連業務に関すること（許可事務等）</li> <li>・核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬に関すること</li> <li>・行方不明者その他応急の救護を要する者の保護に関すること</li> <li>・児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護に関すること</li> <li>・銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関すること（期限が切迫した所持更新事務等に限る。）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること</li> <li>・特別法犯事犯の事件捜査（強制）に関すること</li> <li>・警備業法の施行に関すること</li> </ul>
刑事部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の捜査及び取締りに関すること</li> </ul>
交通部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること</li> <li>・運転免許に関すること</li> <li>・交通情報及び大規模な交通規制・管制に関すること</li> <li>・交通窓口業務に関すること</li> </ul>
警備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備犯罪の取締りに関すること</li> <li>・緊急事態が発生した際の対処等に関すること</li> <li>・警衛・警護に関すること</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他業務継続実施責任者が必要と認める業務</li> </ul>

#### 4 管理事務

非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務とする。

担当部門	業 務 内 容
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の召集及び安否確認に関すること</li> <li>・庁舎管理（被害調査・復旧）に関すること</li> <li>・災害警備本部の設置・運営に関すること</li> </ul>

#### 5 その他の通常業務

その他の通常業務は、非常時優先業務以外の業務とする。

### 第4 災害時における執務の方針

#### 1 非常時優先業務の実施

業務継続実施責任者は、大規模災害が発生したときは、非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、山形県警察災害警備本部長（以下「災害警備本部長」という。）の指揮を受けて、その他の通常業務を休止し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。

#### 2 人員の柔軟な運用

業務継続実施責任者は、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。

### 3 その他の通常業務の再開

業務継続実施責任者は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、災害警備本部長の指揮を受けて、その他の通常業務を順次再開するものとする。

### 4 職員の健康管理

業務継続実施責任者は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することのないよう留意するものとする。

### 5 人員の把握

業務継続実施責任者は、職員の一部又は大半が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務を実施するために必要な人員を、あらかじめ把握しておくものとする。特に、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずるものとする。

## 第5 大規模災害発生時の措置

### 1 業務継続のための執務体制の確立

#### (1) 召集、自主参集等

職員は、自主参集基準に該当する大規模災害が発生したとき又は召集命令を受けたときは、速やかに自所属等に参集し、非常時優先業務を実施するための体制を確立するものとする。

#### (2) 執務時間内に発生した場合

職員は、大規模災害が執務時間内に発生したときは、家族の安否を確認するとともに、非常時優先業務を実施するものとする。

#### (3) 執務時間外に発生した場合

職員は、大規模災害が執務時間外に発生したときは、家族の安否を確認するとともに、自所属等に参集し、非常時優先業務を実施するものとする。

#### (4) 代替施設への参集

災害警備本部総括班は、災害警備本部等の機能を代替施設に移転する必要性が生じた場合は、携帯電話、電子メール等を活用し、速やかに代替施設への参集を職員に伝達するものとする。

#### (5) 参集上の留意事項

ア 職員は、日頃から非常食・飲料水及び照明具等の携行品を準備するよう努めるとともに、複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間等を確認するものとする。

イ 職員は、大規模災害が発生したときは、道路や周辺の状態に注意しながら、最も適切な参集経路により参集するものとする。

#### (6) 職務代行者

警察本部長に事故のあるとき又は欠けたときは、「警察本部長等の職務代行者の指定について」（平成31年3月27日付け警察庁丙総発第33号ほか）で定めるところ



により、当該定められた職務代行者が職務を代行する。

## 2 安否確認

### (1) 職員等の安否確認

ア 職員は、大規模災害等が発生したときは、職員及びその家族の安否について自所属に報告するものとする。

イ 業務継続実施責任者は、大規模災害等が発生したときは、職員及びその家族の安否確認を迅速に行い、その結果を災害警備本部渉外班に報告するものとする。

### (2) 安否確認の方法

ア 業務継続実施責任者は、職員が行う安否報告について携帯電話、携帯メールなど複数の連絡手段を確保するとともに報告先、報告要領等を職員に周知しておくものとする。

イ 業務継続実施責任者は、災害用伝言ダイヤルの活用等について職員への啓発を行うものとする。

## 第6 業務継続のための執務環境の整備

### 1 庁舎機能の確保等

#### (1) 庁舎

ア 庁舎管理者は、大規模災害が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認するとともに、必要な場合は、立入禁止等の措置を講じるものとする。

イ 庁舎管理者は、大規模災害が発生したときは、非常時優先業務を実施するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、庁舎の機能維持に必要な警備、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

#### (2) 電力

ア 業務継続実施責任者は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常用電源を使用して非常時優先業務を実施するものとする。

イ 業務継続実施責任者は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

#### (3) 什器転倒防止措置

業務継続実施責任者は、地震の発生に備え、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置をとるとともに、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

## 2 負傷者等への対応

(1) 業務継続実施責任者は、大規模災害の発生に備え、職員等の救助活動に必要な救助用資機材及び負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。

(2) 災害警備本部補給・救護・感染対策班は、大規模災害の発生により負傷者が生じたときは、負傷者の応急救護処置や医療機関への連絡、搬送の支援を行うものとする。

る。

### 3 来庁者への対応

業務継続実施責任者は、大規模災害が発生したときは、必要に応じて来庁者を庁舎内に一時待機させるものとする。

また、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたる場合には、災害警備本部と調整の上、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入れ施設に案内又は誘導するものとする。

### 4 帰宅が困難となった職員等への対応

災害警備本部補給・救護・感染対策班は、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員等の一時待機場所を確保するものとする。

## 第7 教養訓練等

### 1 教養訓練

#### (1) 所属職員への周知

業務継続実施責任者は、当該所属職員に対し、この計画に関する教養、召集・参集訓練及び災害時を想定した初動措置訓練を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。

#### (2) 全体訓練の実施

警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）は、この計画が円滑に実施されるよう、大規模災害の発生を想定した県警察全体の訓練を実施するものとする。

#### (3) 検証

警備第二課長は、訓練を計画・実施するとともに、その実施結果を検証し、以後に実施する訓練に反映させるものとする。

### 2 計画の修正等

#### (1) 地域防災計画の変更に伴う修正

この計画は、地域防災計画の被害想定及び予想される被害等の状況を踏まえて作成しているものであることから、地域防災計画の被害想定が変更された場合には、必要に応じて計画の修正を行うものとする。

#### (2) 問題点判明時の修正

訓練等により、この計画の問題点が判明した場合は、所要の修正を行うものとする。

#### (3) 各警察署の対応

各警察署においては、この計画に準じた業務継続計画を策定又は変更し、相互に整合性の確保を図るものとする。

また、業務継続計画を策定又は変更した場合には、警備部警備第二課に当該計画を送付するものとする。